



訴 状

(65,600 円)

平成 14 年 4 月 23 日

大阪地方裁判所民事部 御中

原 告 A

原 告 B

〒 5 3 0 - 0 0 4 7 大阪市北区西天満 1 丁目 1 0 番 1 4 号西天満あさひビル 4 階
天満法律事務所 (送達場所)

上記訴訟代理人弁護士 吉 田 肇

〒 5 4 1 - 0 0 4 1 大阪市中央区北浜 3 丁目 1 番 1 2 号萬成ビル 4 階
淀屋橋総合法律事務所内

弁護士法人エフ・エー・エス (個人受任)

上記訴訟代理人弁護士 谷 英 樹

〒 5 3 0 - 0 0 4 7 大阪市北区西天満 2 丁目 9 番 1 4 号北ビル 3 号館 7 0 4 号
リード法律事務所

上記訴訟代理人弁護士 菊 元 成 典

〒 5 3 0 - 0 0 4 7 大阪市北区芝田 2 丁目 4 番 2 4 号

被 告 西日本旅客鉄道株式会社

代表者代表取締役 井 手 正 敬

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額	11,950,000円
貼用印紙額	65,600円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告Aに対し、別紙物件目録記載の施設内を禁煙室とせよ。
 - 2 被告は、原告Aに対し、金550万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3 被告は、原告Bに対し、金550万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

第1 当事者

原告Aは、被告の前身である旧国鉄に入社し現在は原告社員としてa車掌区車掌の職務に就いている。

原告Bは、旧国鉄の臨時雇用員として採用され、正社員となり、2000年9月から大阪mに出向している。

被告は、旅客運送等を業とする会社であり、原告らと雇用契約を締結する雇用主である。

第2 原告らの受動喫煙の状況及び本件訴訟に至る経過

1 原告 A の経歴

原告Aは、旧国鉄に入社し、その後、被告西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）に採用され、勤続はa車掌区だけで20年を超え、国鉄からJR西日本の通算勤続年数は25年を超えている。

原告の現在の職名は車掌で列車に乗務している。乗務範囲は東から東海道本線米原（滋賀県米原町）から山陽本線上郡（兵庫県上郡町）間、赤穂線は相生から播州赤穂間、JR東西線、学園都市線は京橋から四条畷まで、そして和田岬線である。

車掌になって以降、湖西線は山科から近江今津まで乗務していたが、2001年3月のダイヤ改正からはa車掌区は湖西線に乗り入れておらずそれ以降は乗務していない。

2 原告 B の経歴

原告Bは、旧国鉄加古川駅に臨時職員として入社、その後、被告西日本旅客

鉄道株式会社（JR西日本）に採用され2000年8月末までa車掌区で勤務した。

2000年9月から被告より大阪mに出向し現在mh作業所に勤務している。期限は2003年4月末までとなっている。

a車掌区当時は車掌として乗務しており、原告Aと同様の受動喫煙による被害を被ってきた。

乗務範囲は東海道本線米原駅から山陽本線上郡駅間、赤穂線は相生から播州赤穂間、JR東西線、学研都市線の京橋・四条畷間、和田岬線及び湖西線山科から近江今津間を乗務していた。

3 原告らの受動喫煙の状況及び被害

(一) 原告らは、他の乗務員と同様、乗務の折り返し、乗り継ぎの度ごとに乗務員休憩所、乗務員詰所等を利用するが、後に述べる明石車掌区乗務員詰所、姫路駅乗務員詰所（東）を除き、いずれの乗務員休憩所、乗務員詰所、乗務員宿泊所、社員食堂も分煙対策はなされていない。

原告らの利用する主な乗務員詰所、乗務員休憩所、乗務員宿泊所は東から米原駅乗務員詰所、野洲駅乗務員宿泊所、京都駅乗務員詰所（3号ホーム）、高槻駅乗務員詰所、大阪駅乗務員詰所（上り、下り）、宮原操車場乗務員詰所、京橋駅乗務員詰所（上り、下り）、放出駅乗務員詰所、西明石駅乗務員詰所、姫路駅乗務員詰所（西）、網干駅乗務員宿泊所、網干駅ホーム乗務員詰所などである。

(二) 原告らは、一乗務が終了し次の乗務まで乗務員詰所等を利用するが他の乗務員が次々に入ってきては喫煙するので、終日タバコ煙が室内に充満している状態である。

乗務員詰所は狭く、例えば、大阪駅乗務員詰所（上り、下り）、京橋乗務員詰所（上り）等は、6人から8人が一度にタバコを吸うこともあり、煙が充満し匂いがひどい。1時間余りで通算20本近く吸う時間帯もある。時間帯により何回も乗務員詰所は満員になる。

なお明石車掌区の喫煙率は約75%である。

またテーブルの上にはタバコの灰が落ち常に汚れた状態である。

乗務員詰所、乗務員休憩所等は、タバコ煙の充満した「ひどく匂う汚い喫煙室」である。

次の乗務までに長いときには約2時間あるときもあるが、上記のような乗務員詰所、乗務員休憩所以外に他に行くところはない。また、乗務前後の10～15分間は勤務時間とされ、車掌区からの連絡もあるので詰所に行って待機する必要がある。

一部の乗務員詰所では衝立をしているが有効な対策とはなっていない。

また室内でテーブル間を数十センチ離し喫煙テーブル、禁煙テーブルと分けているところもあるがこれもまた効果はない。

小さな換気扇を一つまわしても効果はない。春、秋の一時期を除き暖房、冷房のためエアコンが作動しており窓を開けることは出来ない。また二重窓になっていて煙が排出されない詰所もある。

このため原告らは、息苦しくなったり、目が充血し、咳が出る、頭が痛くなる、体がタバコ臭くなる（室内の換気が不十分なため帰るころにはロッカー内の服までが臭くなっている）といった大変な苦痛を被っている。

また朝食、昼食、夕食を取るために乗務員詰所等を利用するが、常に室内が喫煙状態になっているため食事を快適にとることができない。

(三) 車掌の勤務は一昼夜交代勤務が主で一部日勤勤務があり、約24時間拘束されるストレスの多い激務である。

たとえば、西明石から京橋まで30駅、所要時間約1時間20分、西明石から高槻まで32駅、所要時間約1時間40分であるが、その間椅子に座ることも、もたれることも許されない。客室に対面して立ち常に状況の把握をしていなければならない、一乗務をするだけで足がだるくなり夜になると足が浮腫んでしまう。

ドアを閉めるときには安全を確認しなければならないが、頻繁に駆け込み乗車があり瞬時の判断と細心の注意を払わなければならない。

電車の速度は高速化し仕事上のストレスは増える一方である。

にもかかわらず、乗務員詰所、乗務員休憩所は、逆にストレスを溜める場となっている。

更に、後に詳述するように、原告らは上記のような受動喫煙によって、日常的に慢性気管支炎、肺癌などの呼吸器系疾患、心筋梗塞などの循環器系疾患等に罹患する危険にさらされている。

(四) すでに被告は、JR西日本本社社屋を社屋新築時より完全分煙にしているが、乗務員詰所、乗務員休憩所、社員食堂に関しては何の手立てもしていない。

被告は、乗務員の健康をないがしろにしている。

4 被告との交渉、調停の経過

明石車掌区の受動喫煙の状況は1998年6月に吉田周造区長（当時）が就任して以来一層ひどくなった。

区長は、早朝より車掌区乗務員詰所や2階食事室で喫煙し、原告Aが分煙対策を要望し、申し入れ書まで手交しても無視し、一向に対策を講じようとしなかった。

2階食事室は6人掛けのテーブルが1つあり窓もなく換気扇もない。喫煙をすれば室内にタバコ煙が当然充満する。

原告Aは区長に対し機会あるごとに分煙対策を要望したが、まったく聞く耳を持たず相手にしなかった。

原告Aは、1999年11月頃から他の社員と一緒に乗務員詰所の喫煙状況のデータを収集し、その結果を労働組合（当時の）班長より職場の安全衛生委員に伝えてもらった。

2000年2月24日に車掌区乗務員詰所の一つのテーブルが禁煙となった。

しかし数十センチしか離れてないすぐ横のテーブルでは煙草を吸っているので分煙効果はまったくない。

原告Aは、区長に対し現状を訴え有効な分煙対策をとるよう要望しようとしたが無視し、他の社員が禁煙テーブルの上の禁煙を表示する三角柱を床におろし

て喫煙するのを見ていても笑顔で注意もしない態度であった。

また依然として区長は、2階食事室で喫煙し、それを注意した原告に対し目を閉じ煙草を吸い続けた。分煙対策の要望も全く無視した。

原告Aは、やむを得ず2000年5月10日、明石簡易裁判所に調停を申し立てた。

申し立ての趣旨はJR西日本（西日本旅客鉄道会社）は、室内（食堂、休憩室、乗務員詰所等）を分煙もしくは禁煙とし、受動喫煙しないよう有効な対策を立て、社内での「喫煙に関する教育等を社員におこなうこと」であった。

調停申し立て後の同年5月29日明石車掌区乗務員詰所のテーブルがもう一つ禁煙テーブルになった。

区長は調停が始まって明石車掌区乗務員詰所や2階食事室での喫煙を止めようとはせず、2000年11月20日に明石車掌区乗務員詰所が禁煙になってやっと止めた。

調停は、2000年6月30日の第1回以降6回にわたって行われたが、明石車掌区の2階食事室を喫煙室とし、乗務員詰所を禁煙とすることで分煙にしたことと、姫路駅乗務員詰所（東）を分煙にしたのみで、それ以外の乗務員詰所、乗務員休憩所、食堂等の分煙を拒否したため2001年3月6日調停は不調に終わった。

分煙となっていない他の乗務員詰所、乗務員休憩所、食堂などで受動喫煙にさらされ続けることは原告にとって耐え難い苦痛である。

第3 喫煙及び受動喫煙の有害性と規制の状況

(1) 喫煙及び受動喫煙の有害性と健康被害

1 タバコの煙は、喫煙に際して、タバコ自体を通じて口腔、気管び肺に移行する煙（以下『主流煙』という）と、喫煙者の吐き出す煙（『吐出煙』という）及びタバコの燃焼部位から周りに立ち昇る煙（以下『副流煙』という）からなり、吐出煙と副流煙を環境タバコ煙という。

自らの意思によって喫煙（以下このような喫煙を『能動喫煙』という）をする者は、もっぱら主流煙を吸入するのに対し、その周りや同じ室内にいる者は、能動喫煙によって吐き出される吐出煙と副流煙とを吸入することとなる（以下これを『受動喫煙』という。）

2 タバコの煙には、一酸化炭素やアンモニア、アルデヒドなどのガス状物質と、発ガン物質を含むタールやタバコの主成分であるニコチンを含む浮遊粒子状物質が高い濃度で含まれているため、閉鎖的な空間において喫煙が行われると、空気中におけるその濃度が急激に上昇する。

3 能動喫煙は、肺ガンをはじめとする体内各部のガン、慢性気管支炎及び肺気腫などの呼吸器疾患、心不全や心筋梗塞等の虚血性心臓疾患、また脳梗塞等の脳血管疾患等の多くの疾患を惹起する原因となり、喫煙者の死亡率は、どの世代でも非喫煙者のそれを上回っていて、喫煙量の多い者ほどその率は高い。また、タバコは未成年の早い年齢から吸い始める程、その健康影響は強く、早死のリスクは高くなる。妊婦の能動喫煙は、胎児の発育不良並びに自然流産、早

産、低体重児出産の原因となる。

- 4 非喫煙者は、喫煙者が同じ室内や周りにいると、自らの意思に拘らず受動喫煙を余儀なくされている。このため、受動喫煙は不随意喫煙，あるいは強制喫煙とも表現される場合がある。

副流煙は、主流煙の3倍から100倍以上もの発癌性物質や刺激性物質を含み、また副流煙はアルカリ性のために（主流煙が酸性）、主流煙よりも口腔や気管支、眼の粘膜に吸収されやすく且つ刺激性はるかに強く、これらの理由により主流煙よりも有害性が高い。非喫煙者は、このような受動喫煙により、身体に様々な影響を受けることとなる。

受動喫煙が身体に与える影響は、急性のものと慢性のものがある。基本的には能動喫煙と同様な健康影響があるが、急性の影響には、粘膜の煙への暴露によるものと、鼻腔を通して肺に吸引され、肺胞から体内に吸収された煙によるものがある。眼症状（かゆみ、痛み、涙、瞬目）、鼻症状（くしゃみ、鼻閉、かゆみ、鼻汁）、頭痛、咳、喘鳴等が主な粘膜の反応として自覚されるものである。また、受動喫煙は一過性に呼吸の抑制、末梢血管収縮等をもたらすことが報告されている。鼻の症状、咳嗽、喘息等の症状は、アレルギー疾患を有する者に高頻度に出現していると報告されている。

慢性の影響は、家庭内や職場に喫煙者がいる場合に現れる。常習的喫煙者のいる家庭の子どもは、家庭内における受動喫煙により、気管支炎、肺炎、喘息、浸出性中耳炎等に罹患するリスクが高いことが報告されている。また、夫が喫煙者の場合、非喫煙者である妊婦から低体重児が出生するリスクが高まると報告され、また勤労している妊婦が職場の受動喫煙により死産するリスクが高まるとの報告もされている。更に、幼児期からの家庭内受動喫煙により成人後癌に罹患するリスクが高まるという報告もされている。

成人の場合でも、家庭での受動喫煙のない非喫煙者が職場の受動喫煙を長年経験すると努力性呼気流量低下として現れる末梢気道機能障害が発生することが報告されている。また、家庭内受動喫煙により配偶者間の肺ガンや心疾患の危険性が高くなることも追跡調査や患者対照比較研究で明らかにされている。

受動喫煙を介して非喫煙者の尿中にタバコ煙中のニコチンや発癌性物質が検出され、受動喫煙を避けることでその量が激減することも明らかになっている。既に、昭和六一年のアメリカ公衆衛生総監報告書「不随意喫煙の健康影響」では「受動（不随意）喫煙は肺癌の原因となり得る」と結論づけられて、またアメリカ環境保護局により、環境タバコ煙は、発ガン物質として最もランクの高いAクラスと評価されている。

（2）世界保健機関（WHO）の勧告

- 1 1974年12月、世界保健機関（WHO）の喫煙とその健康に及ぼす影響に関する専門委員会は、「喫煙は、肺癌、慢性気管支炎、肺気腫、心筋梗塞、閉塞性末梢血管障害等の主因であり、舌、喉頭、食道、すい臓及び膀胱の各癌、並びに流産、死産、新生児死亡、胃並びに十二指腸の潰瘍要因となっている」「紙巻タバコを吸うことによって、毎年、何百万もの生命が脅かされていることは疑問の余地がない」としたうえで、各国政府に対し次のような施策を

実施するように勧告した。

喫煙の制圧と予防のための特別計画に協力し、監督する機関を作ること。

その活動目的は、若い人々に喫煙を覚えさせず、可能な限り多くの喫煙者が煙草を止めるように奨励・支援し、止められない場合でも少しでも有害性の少ない煙草にするようにすること

喫煙と健康について、家庭・小学校で健康教育を実施すること

次のような内容の法令の制定に努力すること

- a . タバコの宣伝及び広告を制限しもしくは禁止すること
- b . 当該煙草の喫煙によって発生するタール、一酸化炭素及びニコチンの量並びに喫煙の有害性を煙草の箱や広告に表示すること
- c . 有害性の高いタバコには高い税金を課するとともに、消費量を減らすために一定期間ごとに税金を上げること
- d . 青少年に対してタバコを販売することを禁止し、自動販売機の設置を禁止すること

各国政府は、非喫煙者を保護するために次の施策を実施すること

- a . 病院等の医療機関においては、指定された喫煙場所以外は禁煙とすること
- b . 職場においては、非喫煙者の同意を得ることなしに喫煙することを禁止すること
- c . 公共交通機関及び公衆の集まる場所であって禁煙とされていない場所については、禁煙の場所を設けかつこれを拡大すること
- d . 禁煙とされている場所については、その旨を明示し、周知徹底させること
- e . 子供が喫煙者に接近しないようにするために特別の配慮をすること

2 WHOの勧告は、その後数次にわたりなされ、昨年（2000年）からは、たばこ規制国際枠組み条約を制定する加盟各国の協議がWHOで進められている。この枠組み条約は、公共の場や職場の喫煙規制、健康警告と成分表示規制、広告規制や未成年者への販売規制、自動販売機の規制等、各国のタバコ対策の進捗を踏まえ、国際的に統一した条約づくりをめざし、2003年の合意と批准を目標としている。

(3) 東京で開催された第六回喫煙と健康世界会議の勧告（1987）は、WHO 専門家会議報告に盛られた勧告のすべての実行を強く要請しつつ、「強制された喫煙及び非喫煙者の権利」として「すべての国はすべての閉鎖された公益の場所、特に職場、乗物、保健医療施設、学校及び育児施設などの環境を禁煙とするように努力すべきである」としている。この世界会議はその後3年毎に世界各国で開催され、同様の勧告を出し続けている。

(4) わが国における喫煙の規制

1 わが国には、非喫煙者の健康をタバコから守る直接的な法律はない。ホールや映画館、百貨店売場、ドーム球場、新幹線や電車内の禁煙は、消防法や鉄道営業法など、火災防止の観点からの規定で、これらの援用で非喫煙者の健康が守られている。

しかし、労働安全衛生法は、快適職場条項で、本件のような職場におけるタバコの健康被害から労働者の健康をまもる責務を事業者に課している。

すなわち、労働基準法第42条は労働者の安全及び衛生に関しては労働安全衛生法の定めるところによらし、労働安全衛生法で以下のように定めている。

第7章2 快適な職場環境の形成のための措置の第71条の2（事業者の講ずる措置）で、事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るために、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

1 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

2、3 省略

4 前3号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置

第71条の3（指針の公表等）で、労働大臣は、前条の事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 労働大臣は、前条の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

第71条の4（国の援助）で、国は、事業者が講ずる快適な職場環境を形成するための措置の適切かつ有効な実施に資するため、金融上の措置、技術上の助言、資料の提供その他の必要な援助に努めるものとする。（都道府県労働基準協会等に快適職場推進センターの開設、快適職場推進計画の認定、日本開発銀行による低利融資、中小企業共同安全衛生改善事業による助成など）

上記の71条の3を受けて、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（労働省告示第59号）の中で、“空気環境におけるタバコの煙や臭いについて、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理することとし、必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること。”との内容が盛り込まれている。（指針第2の1の（1）、通達第2の1の（1））

第97条（労働者の申告）では、労働者は、事業場にこの法律に違反する事実があるときは、労働基準局長・監督所長・監督官に申告して是正のため適当な処置をとるように求めることができる。

2 事業者はこの申告を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

また、第3条（事業者等の責務）では、事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

第23条（事業者の講ずべき措置等）～事業者は、労働者を就業させる建築物その他の作業場について…労働者の健康の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第69条（第7章・健康の保持増進のための措置、健康教育等）～事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図

るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 この労働安全衛生法の快適職場指針の規定に前後して、労働省（現厚生労働省）は「職場の喫煙対策ガイドライン」を策定し、各職場に喫煙対策を進めるよう通知を出している。このガイドラインは法的規制力はないものの、職場の三分の一は、喫煙場所を分離して設けるなど対策を進めていると報告されている。

3 厚生省は2000年3月に、国民の健康づくりを進めるために、「国民の健康づくり運動計画」を策定し、2000年度から10年の達成目標をたて、タバコ対策については、喫煙率半減をスローガンに、「たばこの害の知識普及」「未成年の喫煙をなくす」「分煙の徹底」「禁煙希望者への支援」の4点を柱としている。その具体的な対策としては、

(一) 情報提供

消費者に対しては、危険性に関する十分な知識を得た上での選択が行えるよう、たばこの危険性や製品そのものに関する正しい情報を提供する。一般国民や政策決定者に対しては、これらの情報に加え、諸外国の対策やその評価についての情報も積極的に提供する。

(二) 喫煙防止

学校教育や地域保健の現場における健康教育を充実させる。また、未成年者は、たばこの危険性に関する情報を十分に与えることはもとより、社会環境の整備あるいは規制という形で、保護する必要がある。

(三) 非喫煙者の保護

受動喫煙からの非喫煙者の保護という趣旨を徹底し、また「たばこのない社会」という社会通念を確立するために、不特定多数の集合する公共空間（公共の場所及び歩行中を含む）や職場では原則禁煙を目指す。家庭内における受動喫煙の危険性についても、普及啓発を図る。

(四) 禁煙支援

薬物依存の観点から、行動科学・薬理学の裏付けのある禁煙支援プログラムの開発と普及を図り、保健医療の現場における保健指導や禁煙指導を充実させる。

(五) 実施主体

国、都道府県、地域保健、職域保健、学校教育の各レベルにおいて、たばこ対策を推進する。また、専門職能団体や学術団体も、それぞれの役割と責任において、たばこ対策を推進する。さらに、保健医療従事者や教育関係者は、国民に対する範として、自ら禁煙に努める。

4 国内の喫煙対策については

航空機内は気密性が高く、喫煙場所を分離する分煙を行っても機内の空気は循環し、またタバコの煙の除去を目的とする空気清浄器ではタバコの煙は十分には除去できないために、循環する機内空気はタバコの煙を含まざるを得ない。そのため国内線については、既に全席禁煙となっていて、国際線航空機についても99%以上が既に全席禁煙となっている。

JRの新幹線については、16両のうち11両は禁煙車両となっている。都

市近郊の公共交通車内は、一部特急車両の喫煙車以外は、原則全ての車両が禁煙となっている。また、駅プラットフォームでも全駅で分煙が実施されている。

(4) 喫煙者の喫煙の自由について

なるほど喫煙者には、喫煙の自由があるともいえるが、それとて無制限なものではなく、非喫煙者も同時に存在する空間においては、喫煙の自由といえども制約を免れない。

被告職場並びにその管理する建物内に勤務する職員には、非喫煙者も多数存在し、その中には呼吸器もしくは循環器系統の疾患を有する者、アレルギー患者の他、不快感や愁訴等、タバコの煙に汚染された空気に曝露されることにより健康状態が著しく悪化する者並びにタバコの煙により様々な健康被害を被る非喫煙者が多数含まれている。

原告は、非喫煙者であり、現実の不快感と健康愁訴があり、気管支炎など急性影響があり、このような職場環境に勤務せざるを得ない以上、今後受動喫煙による慢性影響と慢性疾患に罹るリスクが高いと言わざるを得ない。

喫煙の自由も原告のごとき非喫煙者の健康を侵害する自由まで含むものではない。職員の健康を配慮、保持し、その人権を保障すべく施設を管理する義務と権限を有する被告が手をこまねいて原告の健康被害を放置することは許されない。

労働基準法及び労働安全衛生法からみても、施設管理者であるJR西日本はその権限と責任に基づいて完全な分煙措置をとる責務がある。現にJR西日本は、1992年の本社ビル新築時より本社内を完全分煙にしていることから、受動喫煙の健康影響を十分に承知していたはずで、本社外の社員を長年にわたり受動喫煙の状況下に放置し、その改善要請を退けてきたことは、許されるものではない。

第4 原告らの請求の法的根拠

1 人格権

(1) 個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであって、憲法13条の個人の尊厳に由来して当然に承認されるべき基本的権利である（いわゆる大阪空港公害訴訟に関する大阪高裁1975年11月27日判決・判時797号36頁、岩国禁煙訴訟に関する山口地裁岩国支部1992年7月16日判決・判例時報1429号32頁）。

このような人格権が他人の行為によって違法に侵害された場合には、不法行為が成立し、損害賠償請求権が発生する。

(2) また、人格権の侵害状態が継続する場合には、単に事後に損害賠償請求をすることができるにとどまらず、当該侵害行為の排除のために、侵害者に対して作為ないし不作為の請求をすることができるものと解すべきである。なぜなら、前記のとおり、人格権は、人間として生存する以上当然に認められるべき本質的な権利であって、個人の生命、身体、精神および生活に関する利益を排他的に保護しようとするものであるから、侵害行為に対して排除することを請求できなければ、これらの利益を保護した意味を失ってしまうからである。

そして、このような人格権に基づく作為ないし不作為請求権は、雇用契約上

の安全配慮義務履行請求権は両立しうるものであり、前記岩国禁煙訴訟判決も人格権による差し止め請求の可能性を認めているところである。

(3) 本件においては、前記第2で述べたとおり、原告らは、各乗務員詰所において禁煙措置がとられていないことから、間接喫煙を余儀なくされ、その結果、不快感および現実的な健康被害を受けているのであり、人格権侵害による損害賠償請求および差止請求をすることができる。

2 安全配慮義務

(1) 労働契約関係においては、労働者は使用者の指揮監督のもとに一定の場所において、一定の業務を行う契約上の義務を負うのであり、一方、使用者はこのような労働者の労働環境を支配する権限を有しているのであるから、使用者は、労働者に対して、労働契約に付随する信義則上の義務として、労働者が作業を行うにあたってその生命・身体等に危険が生じないように必要な物的、人的設備を整備すべき、いわゆる安全配慮義務を負っているものというべきである。

そして、このような安全配慮義務の成立する範囲は、業務自体の安全性の確保のみならず、執務室や詰所・待合所を含む業務環境についての安全性を含むものと解すべきである。そうでなければ、業務に伴う労働者の安全の確保をはかることができないからである。

(2) すでに述べたとおり、タバコの煙はそれを吸引する者に対して、様々な不快感や健康被害を引き起こすものであり、原告らは乗務員詰所において間接喫煙を余儀なくされることによって、これら不快感および健康被害を被りつづけている。

ところで、前記のとおり、労働安全衛生法は、第71条の2において、事業者に対して事業場における安全衛生の水準の向上を図るために快適な職場環境を形成するように努めなければならない旨規定し、これをうけて、労働省は、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(労働省告示第59号)を定め、「空気環境におけるタバコの煙や臭いについて、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理することとし、必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること」と、その内容を明確にしている。これは、行政上の規制であるが、その趣旨・目的からして、安全配慮義務の具体的内容を明らかにするにあたって、十分尊重されなければならない。現に、被告においても、本社ビルおよび駅構内は喫煙場所を除いて全面禁煙の措置をとっているところであり、このような使用者の義務を履行しているのである。

こうしたことからすると、今日においては、執務室等職場において分煙措置をとることは、安全配慮義務の具体的内容として確立されているものというべきである。

ところが、被告は、乗務員詰所においては分煙措置をほとんどとろうとせず、原告を含む労働者に間接喫煙を強いているのであり、安全配慮義務を履行する義務を怠りつづけている。

(3) そして、このような安全配慮義務の違反は、債務不履行として損害賠償義

務を発生させるとともに、作為不作為の履行義務をも発生させると解すべきである。そうでなければ、労働契約に付随する義務（債務）としての安全配慮義務を認める意味が失われるからである。

第5 損害

1 不快感による精神的苦痛

原告らは、本件各詰所における受動喫煙にさらされることによって、多大な不快感を強いられている。

すなわち、たばこの煙は、前記第3、1記載のとおり、アンモニア、アルデヒドなどの刺激性物質を含み、またアルカリ性の副流煙のために、口腔や気管支、眼の粘膜に吸収されやすく、刺激性が強い。これらの物質によって、鼻や喉の粘膜などに不快な刺激を与え、刺激臭をもたらす。また、鼻炎や喘息などのアレルギー症状等の不快感を引き起こす。これらは、人によっては特段不快に感じない者もいるかもしれないが、不快に感じる者にとっては耐えられない苦痛を余儀なくされる。原告らは、これらの不快な刺激および悪臭のために、耐えがたい不快感を感じさせられ、重大な精神的苦痛を被り続けている。

2 健康被害による精神的苦痛

(1) 現実の健康被害

前記第3、1記載のとおり、受動喫煙を強いられる者には、急性的には次のような身体的影響が生じるのであり、原告らもこのような身体的被害を受けつづけている。

かゆみ、痛み、涙、瞬目等の眼症状
くしゃみや、鼻閉、かゆみ、鼻汁などの鼻症状
せきなどの喉症状
気管支炎
一過性の呼吸の抑制
末梢血管の収縮
上記 および による心臓への負担

原告らは、いずれも、たばこの煙によって、自覚的には、目の充血、咳、頭痛の被害を受け、無自覚的に前記 ないし の被害を受けつづけている。

原告Aは、これらのうち、自覚的にはとりわけせきなどの喉症状および気管支炎の症状に悩まされており、また、原告Bは、自覚的には、目が痛くなる、息苦しくなる、咳が出るという症状に悩まされている。また、原告らはいずれも、無自覚的に前記 ないし の被害を受けつづけている。

これらの健康被害は受動喫煙によって現実に生じているのであり、原告らがこれらを甘受しなければならぬといわれはどこにもない。

(2) 重篤な病気が発生するリスクの上昇

また、原告らは、たばこの煙にさらされていることによって、次のような重篤な病気が発生するリスクにさらされている。

肺がんをはじめとする体内各部のガン
慢性気管支炎および肺気腫などの呼吸器疾患

心筋梗塞・狭心症等の虚血性心臓疾患
脳梗塞等の脳血管疾患

このようなリスクは、単に抽象的なものではなく、医学上その機序が明らかにされており、統計的にも明らかである。

このような重篤な病気が発生するリスクの上昇は、自己の生命身体の安全についての重大な不安を生じさせるものであるだけでなく、ただちには発病という結果は生じないとしても一定の割合で罹患の可能性を確実に増加させるのであって、それ自体が生命身体に対する現実的な侵害というべきである。

したがって、このようなリスクの上昇は、不安感と現実的な生命身体に対する侵害として耐え難い重大な精神的苦痛をもたらしている。

3 損害額

(1) 慰謝料

原告らが被っているこれらの精神的苦痛は甚大であり、これを慰謝するためには、原告各自に対して、金500万円を下らない額の支払いが必要である。

(2) 弁護士費用

原告らは、本訴の提起追行を弁護士である原告ら訴訟代理人に委任し、その費用および報酬を支払うことを約した。本件不法行為による損害としては、弁護士費用として金各50万円を認めるのが相当である。

第6 結論

よって、原告は、被告に対し、人格権に基づく妨害予防、排除請求権及び雇用契約における安全配慮義務履行請求権に基づき、別紙物件目録記載の施設の禁煙措置を求めるとともに、人格権侵害による不法行為及び上記義務違反により生じた損害の賠償を求めるものである。

以上

証 拠 方 法

追って提出する。

附 属 書 類

1	訴状副本	1 通
2	訴訟委任状	2 通
3	商業登記簿謄本	1 通

物 件 目 録

(乗務員詰所)	(所在駅)	(住所)
1,米原駅乗務員詰所	米原駅	滋賀県坂田郡米原米原
2,野洲駅乗務員休憩所(乗務員詰所)	野洲駅	滋賀県野洲町小篠原
3,京都駅乗務員詰所(3号ホ－ム)	京都駅	京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町
4,高槻駅乗務員詰所	高槻駅	大阪府高槻市白梅町1-1
5,大阪駅乗務員詰所(上り、下り)	大阪駅	大阪市北区梅田3丁目1-1
6,宮原操車場駅乗務員詰所	宮原操車場駅	大阪市淀川区木川東4-19-66
7,京橋駅乗務員詰所 (上り乗務員乗継詰所、下り乗務員乗継詰所)	京橋駅	大阪市城東区新多1丁目2-31
8,放出駅乗務員食事室	放出駅	大阪市鶴見区放出東3丁目21
9,西明石駅乗務員詰所 (明石車掌区乗務員乗継詰所)	西明石駅	兵庫県明石市小久保2-7-20
10,姫路駅乗務員詰所(西)	姫路駅	兵庫県姫路市駅前町188-1
11,網干駅乗務員宿泊所 (姫路列車区乗務員詰所)	網干駅	兵庫県姫路市網干区和久508
12,網干駅ホ－ム乗務員詰所	網干駅	兵庫県姫路市網干区和久508